

第2次堺市地域福祉計画・第4次堺市地域福祉総合推進計画の流れ（ストーリー）（案）

計画の大枠のイメージを委員のみなさんに共有していただくよう、おおまかな流れを整理したものです。

第1章 第2次堺市地域福祉計画とは

1. 地域福祉とは

- ・第1次の地域福祉計画をすすめるために作成した読本「地域福祉ことはじめ」では、地域福祉を「『ち』いさくても『い』っぱずつ『き』がるな気持ちで『ふ』みだせば『く』らしゆたかに『し』あわせに」と読み替えました。
- ・堺市では少子高齢化が急激にすすみ、生活や介護、子育てに支援を要する人が増えています。地域に無関心な人も多く、近所のふれあいや助けあいも少なくなっています。しかし、一方で、いきいきサロンや子育てサロン、見守りやちょっとした手伝い、健康づくりなどのさまざまな活動も地域で取り組まれています。難しく考えるのではなく、私たち一人ひとりが普段していることでできる活動に参加していくことで、堺の地域福祉が大きく広がるものと考えています。
- ・第2次計画づくりは、第1次計画の経験を活かして私たちがめざす地域福祉のイメージを出しあうことから始めました。
 - だれもが住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、支えあうしくみをつくる
 - つながりのあるあたたかい地域、健康で心豊かな魅力のある地域をみんなでつくる
 - 地域ならではのたすけあいをすすめ、地域だけでできないことは市や専門家とする
- ・このようにいろいろなイメージが広がりますが、一人ひとりがよりよく暮らせるよう、みんなが参加、協力していくしくみとしての期待と可能性が共通して込められており、地域の課題解決力を高めるうえでのひとつの柱になると考えています。

2. 地域福祉計画とは

- ・地域福祉をみんなですすめていくためには、共通の目標を定め、役割を分担しながら協力していく必要があります。そのための指針となるのがこの地域福祉計画です。
- ・この計画は、堺市総合計画のもとで健康福祉の増進を図るための取り組みを総合的・横断的にすすめていくためのマスタープランです。また、民間の立場で地域福祉を推進するためのプランである地域福祉総合推進計画と一体的に策定し、より連携した取り組みを推進していきます。
- ・この計画は、第1次計画に基づく取り組みをふまえた第2ステップとして、平成21～25年の5年間を計画期間として、中期的な視点で重点的な取り組みを推進します。
- ・第1次計画の策定後、介護保険法の改正や障害者自立支援法の制定により、公的なサービスと地域での支援をいっそう連携していくことが求められるようになりました。また、高齢化の進行や経済情勢の厳しさなどから、地域で生活してくうえでの課題もより複雑・多様化しています。第2次計画では、こうした背景をふまえるとともに、堺市が政令指定都市の移行したことを活かした取り組みを推進していきます。

- ・この計画は、地域福祉をみんなですすめていくという視点にたって、市民、団体、事業者、社協、行政・関係機関等が得意な分野で力を発揮し、協力して推進していきます。そのために各々が実施計画を考え、持ち寄って協議しながら取り組んでいきます。

第2章 地域福祉推進の基本的な考え方

1. 私たちがめざす地域福祉

- ・第2次地域福祉計画では、特につぎの視点を重視し、堺らしい地域福祉を推進します。
だれもが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、生活のさまざまな困りごとをしっかりと解決するしくみをつくります
だれもが安心して心豊かに暮らせる、魅力のあるまちをつくります
「だれもが」・・・ 地域には弱い立場の人がたくさんおられ、急速に増えていきます。今は元気でもいずれは自分のこととして考える必要があります。
「住み慣れた地域」・・・ 家族や知り合いのいる地域を、いちばん安心して暮らせるとともに、だれもが力を発揮して役に立てる場として大切にしていきます。
「自分らしく」・・・ 弱い立場にあっても権利が損なわれることなく、個人の意思が尊重され、地域の一員として参加できるよう支援します。
「解決するしくみ」・・・ 多様なニーズにきめ細かく応えていくよう、地域の状況に応じて、地域のさまざまな力を活かして取り組むしくみをみんなで作ります。
「魅力のあるまち」・・・ これらをすすめるためにも、みんなが住み続けたいと思えるまち、いきいきと楽しく参加できるまちをめざします。

2. 地域福祉推進の基本理念

(計画推進のスローガン = 懇話会で提案、検討をお願いします。)

3. 第2次計画での地域福祉推進の重点目標

- ・堺の地域福祉をみんなで推進していくために、第2次計画では、まず、地域福祉を多くの人々や団体等を参加と協働ですすめるしくみをつくり、そのしくみのもとでだれもが地域で暮らし続けられるしくみ構築していくよう、つぎの項目を重点的な目標に掲げて取り組んでいきます。
参加と協働をすすめるしくみづくり
地域生活を支えるしくみづくり
(もう1つの重点目標として掲げていた「災害時にも支えあえる安心なまちづくり」は、「地域生活を支えるしくみづくり」のなかで推進します。また、多くの市民に関心をもっていただくよう、参加と協働を先に記載します。)

4. 地域福祉をすすめるうえでの役割分担の考え方

- ・多様な担い手が得意なことを活かして役割分担し、協力して地域福祉をすすめていくよう、つぎの役割分担を基本として、話しあいながら各々の取り組みを推進します。

市民・団体・・・地域福祉を自分にも関わりのあることとして理解し、健康づくりやよりよい生活づくりに心がけるとともに、地域に関心をもってコミュニティづくりに取り組みます。また、団体はそれぞれが得意な活動を通じて地域のつながりや福祉課題の解決に取り組みます。

事業者・・・福祉事業者はそれぞれの事業を通じて生活を支援するとともに、市民による地域福祉活動を支援します。他の事業者も各々の事業で地域のニーズに応えるとともに、地域の一員として地域福祉やまちづくりの活動を支援します。

社協・・・市民、団体、事業者等の地域福祉活動への参加を促進、支援します。また、民間と行政の橋渡しを行い、公民協働による地域福祉を推進します。

市・・・地域福祉全体を推進する公的な責任を担い、市民と協働して地域福祉を推進する視点にたつて、市民の活動への支援や条件整備を行うとともに、健康福祉に関する事業を再構築し、市独自の施策も取り入れながら市民の生活課題に対応します。

5. 地域福祉をすすめるうえでのエリアの考え方

- ・地域の状況に応じた取り組みを効果的にすすめるよう、各々のエリアではつぎの役割を担うとともに、それぞれを関連づけながら展開していきます。

小学校区・・・地域に根ざした活動を行う団体と、ボランティア・NPO・当事者団体や専門機関・事業所等が連携し、ニーズに応じた地域福祉活動を展開します。

複数小学校区・・・1つの小学校区では対応しにくい課題に取り組むよう、複数の小学校区（概ね2中学校区など）を単位としたエリアを設定し、地域福祉活動と専門機関・事業所等が連携してニーズの解決を図ります。

区・・・地域福祉をすすめる団体・機関等のネットワークを構築し、地域では難しケースへの対応を図るとともに、区のまちづくりと連動して独自性を活かした福祉サービスや地域福祉活動を推進します。

市・・・高度な専門性が必要な課題に対応するとともに、地域での取り組みをふまえた提言や課題を集約し、施策化や活動の全市的展開などを推進します。

（「広域」との連携は必要に応じて推進しますが、エリアとしては削除します。）

第3章 地域福祉推進のためにみんなで取り組むこと

- ・「重点目標」に基づく取り組みを具体的にすすめていくために、「役割分担」や「エリア」の考え方をふまえつつ、計画期間の5年間にそれぞれの主体が協力して、みんなで取り組んでいくこと掲げます。

参加と協働をすすめるしくみづくり

地域生活を支えるしくみづくり

- （8月の部会で検討していただいた内容を基に、「みんなでやっていく」というイメージが伝わるように修正します。なお、項目の立て方については、第2章の3にあわせて変更します。）

第4章 先導的に取り組むプロジェクト

- ・「みんな取り組むこと」をすすめるうえで先導的な役割を担うよう、市が呼びかけ役となって積極的かつ重点的に取り組むプロジェクトを定めます。
(内容は別紙を参照してください。)

第5章 社協が重点的に取り組むこと(第4次地域福祉総合推進計画)

- ・社協が策定・推進してきた地域福祉総合推進計画の第4次計画は、地域福祉計画と一体的に策定するなかで、地域福祉推進の専門機関である社協が重点的に取り組むことを定める計画として策定します。
- ・この計画は、「みんなで取り組むこと」を具体的に推進していくうえで、市民、団体、事業者、関係機関等がつくっていく「実施計画」のサンプルともなるものとも考えます。
(内容は別紙を参照してください。)

第6章 計画を推進するための取り組み

- ・この計画自体を着実に推進し、みんなで地域福祉をすすめていくために、つぎの取り組みを推進します。
 - 市民参加で推進・評価するしくみをつくります
 - 計画を市民に周知し、各々の実施計画づくりと話しあいを推進します
 - 計画に基づく取り組みを、区のまちづくりと連動させながら推進します
 - 市の各部局の連携を強化し、地域福祉の視点に立った事業展開を推進します
 - 次期計画に向けた課題の検討を並行してすすめます